

教義 ―― 2 4 3 4
令和 3 年 1 月 2 0 日

各市町村教育委員会教育長 様

秋田県教育庁義務教育課長
(公印省略)

「地域の感染レベル」の引き上げに伴う新型コロナウイルス感染症
感染拡大防止等の一層の徹底について（依頼）

日頃、本県学校教育の充実のために御尽力くださり、心より感謝申し上げます。

さて、令和 3 年 1 月 2 0 日付け教総一 2 0 3 8「学校における教育活動について（通知）」にてお知らせしているとおり、新型コロナウイルス感染症に関する本県の感染警戒レベルの引き上げに伴い、文部科学省による「地域の感染レベル」について、県教育委員会としてはこれまでの「レベル 1」を「レベル 2」に引き上げて対応していくこととしております。

つきましては、令和 3 年 1 月 2 0 日付け教保一 1 1 5 5にて県教育庁保健体育課が示している教育活動等の実施に関する留意事項を参考にするなどして、貴管下の小・中学校及び義務教育学校において適切な対応がなされるよう御指導をお願いするとともに、次の点についても御留意いただきますよう重ねてお願いいたします。

【児童生徒及び教職員の感染拡大防止等についての留意点】

- ①緊急事態宣言が出された地域及び感染者数の多い地域との往来については、真にやむを得ない場合を除き自粛するよう、児童生徒、教職員及び保護者に強く呼びかけること。
なお、教職員が上記の地域へ移動する場合は、事前に管理職に報告・相談をすること。
- ②児童生徒の心身の健康状態等の把握を徹底し、体調不良者の早期発見に努めるとともに、家庭と連携した毎朝の検温や健康観察の実施、マスクの着用、手洗いの徹底など、基本的な感染症対策に引き続き確実に取り組むこと。
- ③児童生徒及び教職員に発熱等の風邪症状が見られた場合には、自宅で休養させるようにすること。また、家庭内における感染拡大も見られることから、県教育庁保健体育課が作成したリーフレットを配布するなどして、保護者に一層の協力を呼びかけること。
- ④児童生徒と同居する家族の健康状態についても把握することができるよう、保護者に協力を呼びかけること。なお、同居する家族に発熱等の風邪症状が見られる場合の児童生徒及び教職員についても、自宅で休養させるようにすること。
- ⑤感染者が確認された場合の連絡体制について、全教職員で共通理解を図ること。また、家庭から学校への連絡についても保護者に協力を求めること。

- ⑥室温低下による健康被害が生じないよう配慮しつつ教室等をこまめに換気する、3つの密（密閉、密集、密接）を避ける、給食等の際には席の配置に配慮するなど、児童生徒の活動を具体的に想定した上で、集団感染リスクを低減するための対応に引き続き万全を期すこと。
- ⑦学習活動の実施においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2020.12.3 Ver.5）」の第3章に記載の留意事項等を参考に、活動内容等に応じた感染症予防対策を適切に講じた上で取り組むこと。
- ⑧部活動の実施については、県教育庁保健体育課が示した留意事項等を参考に、適切に対応すること。
- ⑨児童生徒を対象とした学校外の各種団体等が行う県外での交流や大会等については、保護者に情報提供をお願いするなど、児童生徒の県外への往来及び県外参加者との交流の状況について情報収集に努めること。
- ⑩感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせや誹謗中傷等の行為は断じて許されないものであることを、児童生徒及び保護者を含め、学校全体で確認し、偏見や差別が生じないようにすること。

本件担当

秋田県教育庁義務教育課管理班 018-860-5145

秋田県教育庁義務教育課指導班 018-860-5148